



広報

和田土地改良区

2024.7.17 発行

第 18 号



Content s

● 理事長挨拶	2
● 第152回通常総代会開催	3
● 会計報告	4
● 事業竣工	5
● 令和6年度事業概要	6・7・8・9
● お知らせ	10・11・12

表紙写真紹介

県営経営体育成基盤整備事業和田北部地区では、令和5年度から面工事に着手し、上越市岡原地内には、用水自然圧パイプラインの貯水施設である第1号ファームポンド(用水供給受益35.3ha、貯水量692m³)が建設され、このうち今春より約3.5haの区域への供給が開始されました。

写真のファームポンドからパイplineを通じて各ほ場へ配水され、各ほ場に設置されている給水バルブを調整することでお湯へ給水ができます。

理事長挨拶



理事長 小林 春男

広報誌の発行にあたり、一通り挨拶申し上げます。日頃より、和田土地改良区の業務運営並びに各種事業の推進に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

はじめに、令和6年能登半島地震におきまして、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災地の一戸も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。幸いにも和田土地改良区管内の施設では目立った被害は確認されておりませんが、あらためて災害は突然襲つてくるものであり、日頃からの危機管理の重要さを再認識したところです。

さて、令和5年は小雪に加え梅雨明け以降ほとんど降雨がなく、水不足に苦しんだ年がありました。そして、今冬もまた小雪であり、2月下旬までは笹ヶ峰ダムの積雪が例年の半分ほどしかなく、昨年同様水不足が懸念されておりましたが、3月に入つてまとまった雪が降り、積雪は2月の倍、例年と同じ水準に戻つたということです。

しかししながら、今年の夏も昨年のような猛暑が予想されており、すでに笹ヶ峰ダムへの流入量も減少してきており、夏場の十分な用水確保について心配されるところです。

和田土地改良区としましては万全の体制で用水の安定供給に努めてまいりますので、皆様におかれましても日頃から節水を心がけていただきますようお願い申し上げます。

各事業とも関係機関との連携を図りながら鋭意進めて参りますので、今後とも皆さまからのさらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

農業を取り巻く情勢は、地球温暖化による異常気象や世界的な物価高騰など、歴史を画するような多様な問題に直面しております。今後も和田地区において安心して農業が継続できるよう、役職員が一丸となつて努力をしてまいります。

引き続き、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、和田土地改良区管内の土地改良事業の状況につきまして、いくつかお話をさせていただきます。

まず、頭首工の改修工事につきましては、これまで計画を進めて参りました第1分区の四ヶ字頭首工の改修工事が着工となります。また、第3分区の柳井田頭首工の改修工事が令和5年度をもつて完了し、事業竣工となりました。

ほ場整備事業の関係では、柳井田地区が令和5年度に事業採択され、測量や実施設計作業が始まりました。また、和田北部地区では面工事の開始に先立ち、令和5年8月に工事の無事竣工を祈念し、安全祈願祭と起工式典が執り行われました。木島地区では本年3月、換地計画決定のための権利者総会が開催され、事業完了に向け手続きが進められています。このほか、広島地区、石沢地区、島田地区でも順調に事業が進められています。

団体営事業につきましては、昨年度に引き続き維持管理適正化事業により全施設の設置等が行われるほか、農業水路等長寿命化防災減災事業では、月岡地区として四ヶ字用水路の改修工事が実施されます。

また本年3月、十ヶ字頭首工の水管理システムが故障し、ゲート操作に支障が出ていたことから、令和6年度県単農業農村整備事業（かんがい排水事業）を実施し、緊急整備補修を行うこととなりました。安定的な取水、洪水時の安全かつ迅速なゲート操作のため、早急に対応して参ります。このような農業水利施設を健全な姿で後世に継承していくため、より一層、施設の適正な保全管理に努めます。

末筆ながら、皆様のご活躍とご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶といたします。

第152回通常総代会開催

令和6年3月29日(金)午後1時30分より、上越市ラーベンセンターに於いて第152回総代会議が開催されました。

総代定数45名、現在員数44名中、実出席者34名、書面議決5名、合計39名が出席し、出席率は88.6%となりました。

第3分区より泉幸雄総代が議長に選任され、令和5年度補正予算および令和6年度予算等提出議案について慎重審議の結果、全議案について原案どおり可決承認され、午後2時30分に閉会しました。



総代会の様子



議長 泉 幸雄 総代(西田中地区)

「常設委員・総代・役員（理事・監事）」任期満了に伴う改選

和田土地改良区では、常設委員が令和6年度末、総代が令和7年5月、役員（理事・監事）が令和7年8月にそれぞれ任期満了を迎え、これに伴う改選が行われます。

改選に伴う手続等を今後皆様にお知らせして参りますので、ご協力ををお願いいたします。

各役職の任期は表のとおりです。

現 職	就 任	任 期 滿 了
常設委員	令和3年 4月1日	令和7年 3月31日
総 代	令和3年 5月12日	令和7年 5月11日
役 員	令和3年 8月30日	令和7年 8月29日

多面的機能支払交付金事業の活動組織が合併しました

これまで和田土地改良区では、上越市内で活動している「和田校区農地保全広域協定運営委員会」と「大和地区環境保全協議会」の2つの活動組織の事務を受託してきましたが、令和6年度より事務の効率化や合理化を図ることを目的として2つの組織を合併することとなりました。

去る令和6年5月31日、新組織の設立総会が行われ、新組織の名称を「和田地区広域協定運営委員会」とすることが決定し、これにより活動を行う農用地面積は498.07haとなりました。

おくやみ

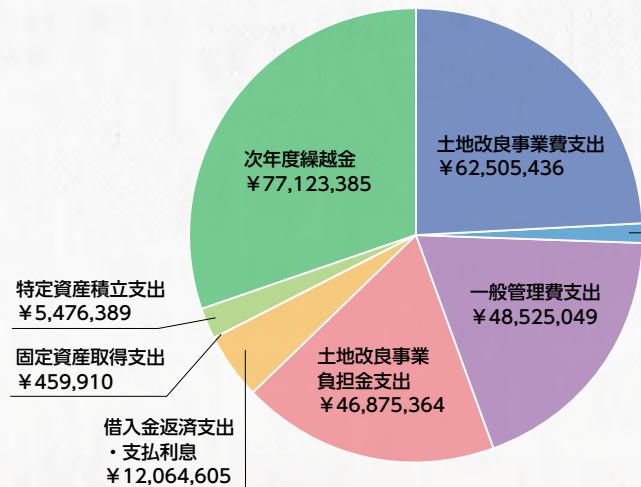


和田土地改良区 第2被選挙区 上箱井地区選出の
総代 三上治平氏が、令和6年2月、
病気のためご逝去されました。（享年76歳）
生前本土地改良区の業務運営にご尽力賜りましたことに深く
感謝申し上げ、謹んでご冥福をお祈りいたします。

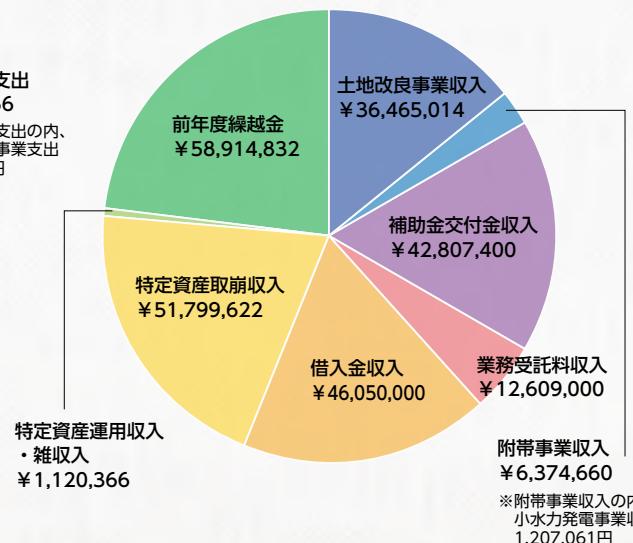
令和4年度 一般会計決算概要

(単位：円)

支出
¥256,140,894



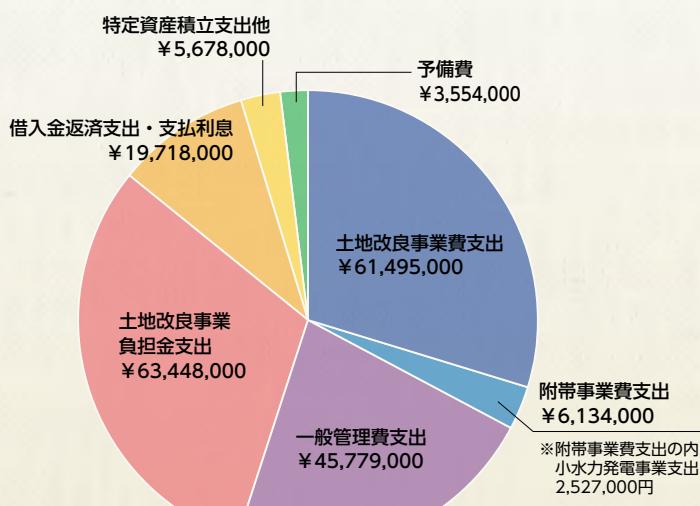
収入
¥256,140,894



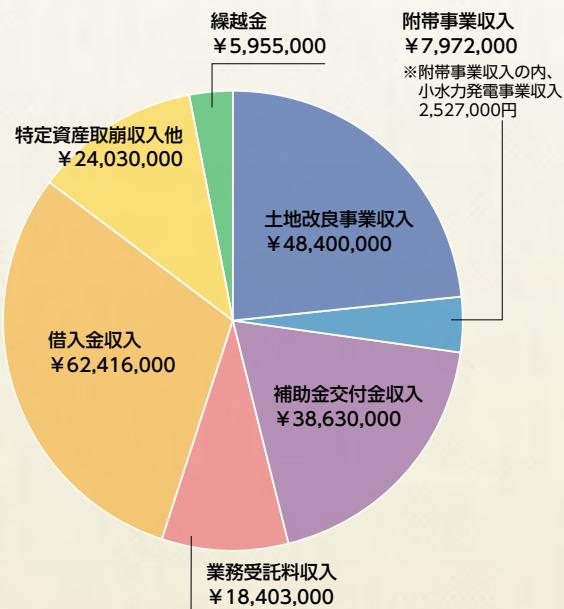
令和6年度 一般会計予算概要

(単位：円)

支出
¥205,806,000



収入
¥205,806,000



事業竣工

○ 県営ため池等整備事業 柳井田第2地区が竣工

令和2年より進められてきた柳井田頭首工の改修工事が令和6年3月に事業竣工しました。

柳井田頭首工は昭和46年の災害復旧工事によって建設されました。しかし、施設の老朽化によりゲートが動かなくなるなど、維持管理や防災面においても支障が出していました。

改修された頭首工では自動転倒式ゲートが整備され、洪水時には河川の水位によってゲートが自動で転倒する仕組みとなり、管理に係る労力の軽減が図られます。



柳井田頭首工 工事完了

～事業概要～

(単位：千円)

事業名	頭首工名	工 期	総事業費	工事概要
県営ため池等整備事業 (河川応急復旧対策)	柳井田頭首工	令和2年4月～ 令和6年3月	155,939	起伏ゲート改修 1門 エプロン及び護床工補修 1式 取水ゲート補修 1門 操作室補修 1式

○ 団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業 大和地区が竣工

令和4年度に測量設計、令和5年度に工事を実施した大和三ヶ字用水路は令和6年3月に事業竣工しました。

大和三ヶ字用水路は、老朽化により脆弱化が進行し、周辺宅地の土砂吸い出し被害が出していました。

現地測量の結果、既存護岸ブロックの基礎形状や構造等に影響が出ることから、当初計画した排水フリュームを設置する工法が選択できず、既存ブロックなどの長寿命化対策として表面被覆工(ポリマーセメント)やL型水路等の工法に変更して施行しました。



工事前



工事完了

～事業概要～

(単位：千円)

事業名	水路名	工 期	総事業費
団体営農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	大和三ヶ字用水路	令和4年8月～ 令和6年3月	24,100

令和6年度 事業概要

■ 国営かんがい排水事業（関川用水地区）

主な工事は、緊急放流口のスクリーン改修、艇庫周辺の舗装、小水力発電所周辺の舗装、ダム管理棟耐震対策、上越市鴨島にある旧ダム管理設備の撤去、警報局舎の改修工事等が実施されます。

計画の見直し等により事業工期が延長され、令和7年度事業完了を目指して進めています。

(予算額：百万円)

地区名	総事業費	R6事業費	事業内容
関川用水	13,000	1,000	ダム(緊急放流口スクリーン改修、艇庫周辺舗装、発電所周辺舗装、ダム管理棟耐震対策) 平場(旧ダム管理設備撤去、警報局舎改修)

■ 直轄地すべり対策事業（笹ヶ峰二期地区）

主な工事では、資材運搬路としてニグロ川横断のために進めていた索道工事が完了し、水抜きボーリング工事などが実施されます。

(予算額：百万円)

地区名	総事業費	R6事業費	事業内容
笹ヶ峰二期	9,200	720	水抜きボーリング工事4本 集水井工2ヶ所 排水トンネル工L=442m

■ 県営ため池等整備事業（頭首工改修）

四ヶ字地区（四ヶ字頭首工）では、今年度より令和7年度までの2ヶ年で工事が行われる予定です。老朽化によって頭首工の護床コンクリートの損傷が激しいことから、コンクリートの打ち換え等が行われます。また、頭首工の護岸ブロックの設置や取水ゲートの改修等を合わせて行います。

(予算額：千円)

地区名	頭首工名	R6当初	事業内容
四ヶ字	四ヶ字頭首工	69,000	護床コンクリート工事(右岸側)



四ヶ字頭首工の様子

■ 県営経営体育成基盤整備事業（ほ場整備関係）

令和6年度は実施6地区（木島、広島、石沢、島田、和田北部、柳井田）、調査1地区（大和）で事業が進められ、事業予算としては令和5年度補正と令和6年度予算を合わせて約11.5億円となり、令和5年度と比較して約2億円の予算が増額されています。令和6年度の工事予定区域は9ページをご覧ください。

(予算額：千円)

地区名	区分	事業型	R5補正	R6当初	計	事業内容
木島	実施中	面的集積型	0	6,000	6,000	換地処分、登記、換地清算
広島	実施中	面的集積型	47,000	7,000	54,000	暗渠排水工事、完了整備工事換地計画書作成、市町村境界協議、相続登記、分筆登記、換地更正
石沢	実施中	機構関連型	292,000	1,000	293,000	面工事 7.2ha、一時利用地の指定、相続登記、分筆登記
島田1期	実施中	面的集積型	284,210	124,000	503,210	面工事約 11.0ha、暗渠排水工事 13.7ha、排水路工事 L=420m、一時利用地の指定、相続登記、分筆登記
島田2期			82,000	13,000		
和田北部1期	実施中	面的集積型	162,000	42,000	269,000	面工事 6.0ha、ファームポンド建設工事、一時利用地の指定、相続登記、分筆登記
和田北部2期			35,000	30,000		
柳井田	実施中	機構関連型	21,000	1,000	22,000	実施設計、地区境界測量、地形図作成、地質調査、換地原案作成
大和	調査3年目	機構関連型	—	600	600	調査設計、換地等調整
計			923,210	224,600	1,147,810	



和田北部 ファームポンド建設工事の様子



石沢地区の整地状況

■ 団体営事業

維持管理適正化事業では、事業開始から3年目を迎える、十ヶ字幹線用水路の安全柵設置等を実施します。

農業水路等長寿命化・防災減災事業 月岡地区では1分区の四ヶ字用水路の老朽化対策として令和5年度に実施した測量設計を基に改修工事が行われます。水路の周辺には小学校もあることから、柵渠水路の内側に自由勾配側溝を設置して、水路の開口部が無くなるよう、安全対策にも考慮した工法で施工する計画です。

(予算額：千円)

事業名	地区名	総事業費	R6事業費	事業内容
維持管理適正化事業	十ヶ字	11,100	4,600	安全柵設置 L=90m
農業水路等長寿命化・防災減災事業	月岡	21,500	15,890	VS900×1200 型設置 L=84m



十ヶ字地区 安全柵設置状況



月岡地区 工事予定箇所

■ 県営経営体育成基盤整備事業 和田北部地区 安全祈願祭 起工式典 举行

令和5年8月4日（金）上越市七ヶ所新田地内において、県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型）和田北部地区の安全祈願祭が挙行されました。

当日は、地元関係者ら総勢約40名が出席し、工事の無事竣工を祈願しました。

また、安全祈願祭終了後会場を移し、起工式典が挙行されました。



安全祈願祭の様子



起工式典の様子

■ 柳井田地区が事業採択されました

和田土地改良区管内のほ場整備事業地区として7地区目となる柳井田地区が、令和5年11月10日に県営経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連型）として採択され、待望のほ場整備事業が開始されました。

柳井田地区では、平成30年に推進協議会が設立されて以降、協議会が中心となって事業推進を図ってきました。令和6年度は実施設計、地区境界測量、地形図作成、地質調査、換地原案作成等を実施し、令和7年度からの面工事着手を目指します。

和田土地改良区としましても、地元協議会等と協力しながら事業の推進を図って参ります。

柳井田地区の概要

計画受益面積A=16.4ha

総事業費 586,000千円

関係集落 妙高市柳井田町、栗原



柳井田工区



栗原工区

令和6年度 ほ場整備事業工事予定位置図



Google マップを加工して作成しています。

和田土地改良区からの

お知らせ

令和6年度賦課金について

令和6年度の賦課金は、令和6年4月1日の土地原簿に基づき計算されます。土地改良区の賦課金は、土地改良区の事務運営費や管内土地改良施設の維持管理費に充てられます。

●納入期限(口座振替日)※口座振替日の前日までに口座残高の確認をお願いします。

【第1期】令和6年7月31日(水) 【第2期】令和6年10月31日(木)

◆賦課金の納入には便利な口座振替を推奨します

賦課金口座振替取扱金融機関
えちご上越農業協同組合 ゆうちょ銀行

当改良区では、賦課金の納入に便利な口座振替の利用を推奨しています。

口座振替を利用すると…

- ・賦課金納入のために土地改良区や金融機関へ行く手間が省けます。
- ・一度手続きすれば納入期限の心配と納入忘れが防げます。
- ・振込手数料がかかりません。

口座振替の新規お申し込みには口座振替依頼書(JA)、自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行)の提出が必要です。郵送も可能ですので、ご希望の方は庶務係までお問い合わせください。

◆口座振替賦課金領収証書の送付廃止について

かねてよりご案内のとおり、令和6年度より賦課金を口座振替で納入いただいた皆様への領収証書の一斉送付を廃止させていただきます。確定申告は記帳した通帳と賦課額明細書を提示することで対応が可能です。発行を希望される方はご連絡いただけましたら個別に対応いたします。ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

滞納賦課金は新組合員に承継

土地改良区管内の農地を売買するとき（競売取得も含む）や組合員資格を交代する場合、その農地に滞納賦課金があると、新しくその農地を取得した方に滞納賦課金を支払う義務が生じます。

【土地改良法第42条第1項権利義務の承継】

農地の売買等の契約をされる場合は、トラブルにならないよう当事者間で十分話し合ってから滞納賦課金の精算をするようお願いいたします。

滞納賦課金の対応について

賦課金を決められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。

賦課金が納期限内に納付されない場合、土地改良区から催促の通知書(督促状・催告状)が送付されます。また、電話による納付のお願い、役職員による戸別訪問等を実施し、滞納賦課金の回収に努めています。それでも解決できない場合には、組合員経費負担の公平性を保つため、土地改良法の手続きにより県知事から認可を得たうえで、滞納処分執行による回収を検討いたします。

なお、賦課金を滞納されると本来納めるべき賦課額の他に延滞金が発生します。納付が遅れるほど延滞金額が多くなりますので、早めの納付をお願いいたします。

農地転用と地区除外について

■農地転用について(農業委員会での手続き)

農地転用（農地を農地以外の用途に転換すること）をする場合は農地法による許可・届出が必要となりますので、あらかじめ関係市町村の農業委員会に相談のうえ、正規の手続きを行ってください。（農業委員会から「土地改良区の意見書」の提出を求められることがあります。）

■地区除外について(土地改良区での手続き)

地区除外とは、土地改良区管内の農地を農地以外の用途に転用し、土地改良区の賦課受益地からその農地を除外することです。土地改良区へ「農地転用の通知」と「地区除外申請」を行い、地区除外が認められた場合、その土地については翌年度より賦課金の負担がなくなります。ただし、決済金を納付する必要があります。

■決済金の納付について

決済金とは…事業に係る費用や維持管理費は借入金や賦課金により賄われており、その額は受益面積により計算されています。受益地が転用等で地区除外されると、維持管理費や償還金等を残された土地で負担しなければならなくなり、残された組合員の負担が増大してしまいます。この負担の増大を解消するため、土地改良法第42条第2項及び地区除外等処理規程に基づき、地区除外される土地が今後負担していくはずだった費用を決済の対象とし、決済金が徴収されます。農地が公共事業用地（道路・河川など）として買収される場合も同様です。

地区除外申請の流れ

- 1 転用組合員より「農地転用の通知」と「地区除外申請書」その他必要書類の提出
- 2 土地改良施設への影響を関係者と協議
- 3 土地改良区で理事長決裁または理事会・総代会での決議※
- 4 土地改良区で意見書の交付及び決済金・手数料等の徴収
- 5 決済金・手数料納入の翌年度より地区除外（賦課対象外）となる

■地区除外の申請に必要なもの【土地改良区での手続き】

- 様式第1号 農地転用等の通知
(関係町内会長、分区長等の同意)
 - 様式第3号 地区除外申請書
 - 申請書（意見書の交付を求める場合提出が必要）
※様式はホームページよりダウンロードできます。
- 【添付書類】
- 誓約書
 - 農業委員会に提出する書類一式及び計画図面（副本）
 - 現地写真

手続の詳細については、和田土地改良区までお問合せください。

※転用面積により手続きに要する期間は異なります。時間に余裕を持った申請をお願いします。

忘れずに届出ください

土地改良区の組合員資格や土地原簿の変更（組合員の権利、賦課金納付等の義務）は、法務局・市町村窓口・農業委員会・農協・農地中間管理機構などの手続きのみでは変更できません。土地改良法第43条（組合員の資格喪失の通知義務）に基づき、**土地改良区へ直接届出いただく必要があります。**

土地改良区へ届出がない場合は土地原簿の修正はされず、変更前の状態で賦課されますので、忘れずに土地改良区に関係書類の届出をお願いします。

- ◎組合員が亡くなられたとき（相続・未登記の法定相続を含む）
- ◎組合員住所・賦課金振替口座の変更・口座名義人の変更をしたとき
- ◎農地の権利異動をしたとき（売買・賃貸借契約及び解約・利用権設定・中間管理権設定・交換）
- ◎農地の分合筆、面積の増減があったとき
- ◎農業者年金の受給、農業経営を後継者へ移譲したとき ◎生前一括譲与するとき

土地改良区における 男女共同参画推進 ～女性理事の登用について～

現在、土地改良団体における男女共同参画が全国的な取り組みとして推進されています。

第5次男女共同参画基本計画、土地改良長期計画においては、令和7年度までに①女性理事が登用されていない土地改良区を0(ゼロ)にする。

②理事に占める女性の割合を10%以上にする。

という成果目標が設定されています。

当改良区においては、次回役員改選時（R7.8月）に女性理事を登用することを目指として、理事会において検討を進めて参ります。

用水路やため池で遊ばないように

毎年、全国各地で農業用水路・施設等における悲惨な水難事故が発生しています。

特に今の時期は1年の中で一番水量が増えるため大変危険です。

自分は大丈夫と思わず、慣れた道でも水路沿いは安全を確認しましょう。また、高齢者や子供たちとコミュニケーションをとり、不用意に近づいたり近くで遊んだりしないよう、日頃から地域や家庭で声掛けをしていただくなど、事故防止に向けたご協力をお願いいたします。

私たち土地改良区も、悲しい事故を防ぐため用水路の安全対策に努めて参ります。



土地改良区の概要 (R6.4.1現在)

〒943-0872 新潟県上越市大字石沢1759番地
TEL 025-524-5537 FAX 025-524-5536

URL : <http://www.wadadokai.jp> E-mail : info@wadadokai.jp

●発行：和田土地改良区
●責任者：理事長 小林春男